紀の川市立 学校適正規模適正配置基本計画

(案)

令和5年 月 紀の川市教育委員会

目次

1	l	1
	1. 市の現状	3
	(1)人口の推移	3
	(2)小中学校の配置状況	4
	2. 児童数推計から見る現状と今後	4
	(1)適正規模校	5
	(2)小規模校	6
	(3)過小規模校	7
	3. 策定の経緯	8
	4. 本市の学校適正規模適正配置に関する基本方針	11
	5. 各地域における基本方針	14
	6. 計画スケジュールについて	16
	(1)全体的な進め方	16
	(2)個別計画による進め方	17
Ι	I 参考資料	31
	1. 小中学校の適正配置等に関する国の考え方	34
	2. 紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会での答申結果	36
	3. 小規模特認校について	38
	4. 義務教育学校について	39
	5. 小学校の状況	40
	(1)池田小学校	40
	(2)田中小学校	41
	(3)長田小学校	42
	(4)粉河小学校	43
	(5)竜門小学校	44
	(6)川原小学校	45
	(7)名手小学校	46
	(8)上名手小学校	47
	(9)麻生津小学校	48
	(10)安楽川小学校	49
	(11)調月小学校	50
	(12)丸栖小学校	51
	(13)西貴志小学校	52
	(14)中貴志小学校	53
	(15)東貴志小学校	54

I 基本方針

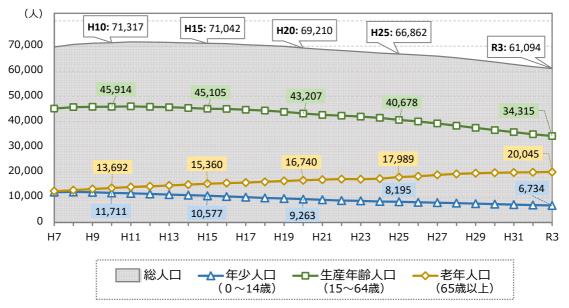
1. 市の現状

(1)人口の推移

総人口は減少で推移しており、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15歳以上~65歳未満)は減少ですが、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。

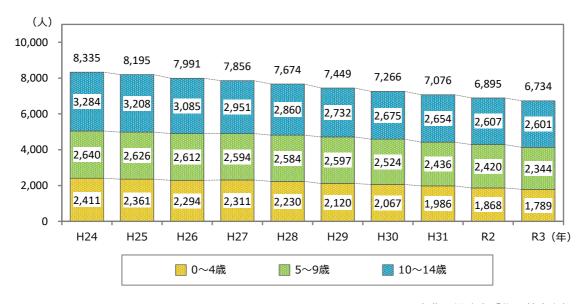
本市の年少人口は年々減少で推移しています。特に平成 27 年以降は、出生数の低下の影響もあり、0~4歳児の減少割合が高くなっています。

■総人口の推移



出典:総務省「住民基本台帳」

■年少人口の推移

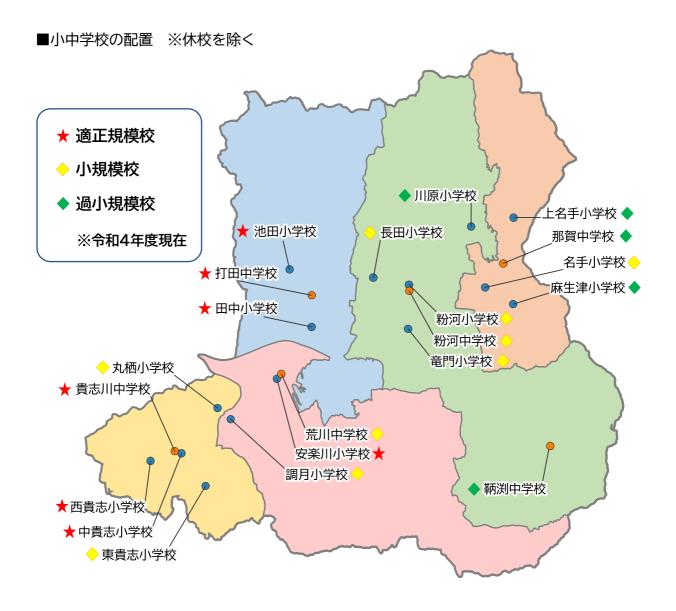


出典:総務省「住民基本台帳」

(2) 小中学校の配置状況

令和4年度現在、下図のとおり学校が配置されています。

適正規模校を見ると、小学校5校、中学校2校となっています。ただし、児童生徒数の減少により、令和6年度には適正規模校が小中学校とも2校ずつになると見込まれるため、学校の適正規模・適正配置の必要性が高まっています。



過小規模校:1~5学級(小学校:複式学級が存在する学校規模)

(中学校:1~2学級では複式学級が発生。3~5学級では1学年あたり

1学級は維持できている学校規模)

小規模校 : 6~11 学級 (1 学年:小学校1学級は維持できている学校、中学校2学級~3学級) 適正規模校:12~18 学級 (1 学年:小学校2学級から3学級ある学校、中学校4学級~6学級) 大規模校 : 19~30 学級 (1 学年:小学校3学級から5学級ある学校、中学校6学級~10 学級) 過大規模校:31 学級以上(1 学年:小学校5学級以上ある学校、中学校10 学級以上ある学校)

2. 児童数推計から見る現状と今後

本計画策定に際し、最新のデータにより児童生徒数の推計を実施しました。そのデータを基に、市立小学校における適正規模校、小規模校、過小規模校のそれぞれの区分による現状と今後を見ておきます。

(1) 適正規模校

池田小学校:児童数は令和 10 年度までは横ばいで推移するものの、それ以降は減

少が予測されます。

田中小学校:今後も校区内の開発が見込まれるため、児童数は増加で推移する見込

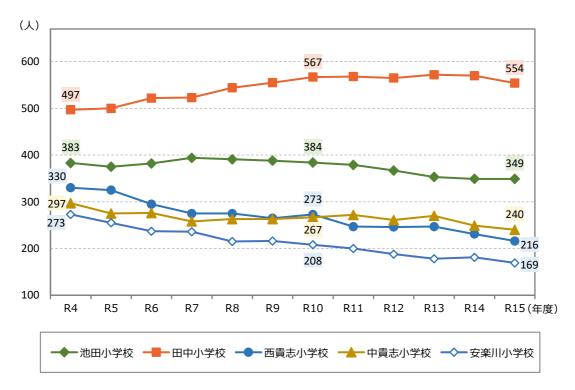
みです。

西貴志小学校:児童数が年々減少していく見込みです。

中貴志小学校:児童数が年々減少していく見込みです。

安楽川小学校:児童数が年々減少していく見込みです。

■児童数の推計(適正規模校・小学校)



(2) 小規模校

長田小学校:児童数は令和 || 年度までは横ばいで推移するものの、それ以降は減

少が予測されます。

粉河小学校:児童数が急速に減少していく見込みです。

竜門小学校:児童数は概ね横ばいで推移する見込みです。

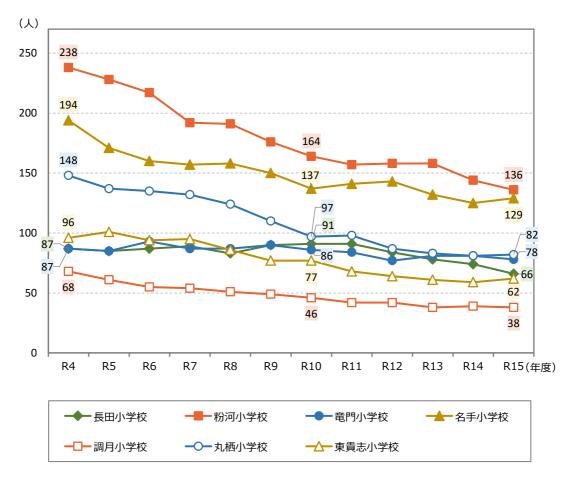
名手小学校:児童数が急速に減少していく見込みです。

調月小学校:年々緩やかに児童数が減少していく見込みです。

丸栖小学校:児童数が急速に減少していく見込みです。

東貴志小学校:年々緩やかに児童数が減少していく見込みです。

■児童数の推計(小規模校・小学校)



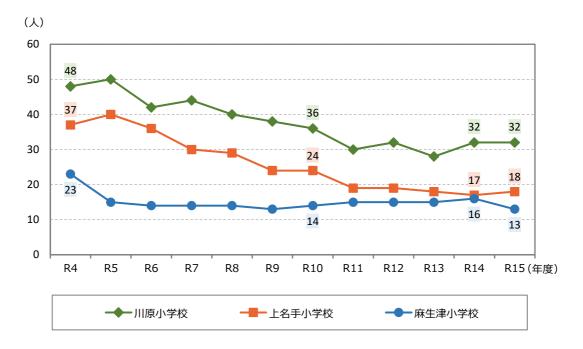
(3)過小規模校

川原小学校:年々緩やかに児童数が減少していく見込みです。

上名手小学校:年々児童数が減少していく見込みです。

麻生津小学校:児童数は令和5年度に減少して以降は横ばいで推移する見込みです。

■児童数の推計(過小規模校・小学校)



3. 策定の経緯

全国的な少子化に伴い、本市においても児童生徒数が減少していることを受け、望ましい学校教育環境を整備するという観点から、まず本計画に基づいて小学校の適正規模適正配置に向けた取組を行うこととなりました。

つきましては、「地域とともにある学校づくり」という紀の川市学校教育指針の基本理念を中心に据え、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(※1)(平成27年1月/文部科学省)を参考に、令和4年3月にまとめられた「紀の川市立学校適正規模適正配置について(答申)」(※2)や市の現状等を踏まえた上で、庁内の作業部会や紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会をはじめとする各種会議での検討や審議を経て、本計画を策定しました。

※ I:「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の要点については、巻末の資料編に掲載しています。

※2:「紀の川市立学校適正規模適正配置について(答申)」の要点については、巻末の資料編に掲載しています。

<令和3年度までの経緯>

年月	内容				
令和2年10月13日	紀の川市教育委員会より紀の川市立学校適正規模適正配置検討委 員会に諮問 「これからの紀の川市の小中学校の在り方について」				
令和3年5月	アンケート調査の実施 保育所等の園児及び小学生の子供がいる保護者 2,873 人 20 歳以上の市民 1,500 人 回収率 保護者:86.6%、 市民:37.9%				
令和 4 年 3 月 22 日	紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会より紀の川市教育委員会へ答申 「紀の川市立学校適正規模適正配置について(答申)」				

※市の現状やアンケート結果等も踏まえ、検討委員会で審議。(約2年間で8回協議)

<令和4年度の経緯>

年月	内容				
	第 回紀の川市立小中学校適正規模適正配置検討 作業部会				
令和4年4月19日	●適正規模適正配置「基本計画」について				
	●適正規模適正配置基本計画策定委員会について				
令和4年4月28日	第2回紀の川市立小中学校適正規模適正配置検討 作業部会				
マ和444月20日	●適正規模適正配置方針の確認				
	第3回紀の川市立小中学校適正規模適正配置検討 作業部会				
令和4年5月13日	●適正規模適正配置方針の確認				
	●検討委員会「構成委員」の確認				
\$5.6500000000000000000000000000000000000	第4回紀の川市立小中学校適正規模適正配置検討 作業部会				
令和4年7月19日	●教職員向けアンケート調査について				
A4.4 F 0 F 14 F	第5回紀の川市立小中学校適正規模適正配置検討 作業部会				
令和4年9月16日	●紀の川市立学校適正規模適正配置について				
A 1 . 1 . T . Q . Q . Q . Q	第6回紀の川市立小中学校適正規模適正配置検討 作業部会				
令和4年9月26日	●紀の川市立学校適正規模適正配置について				
	第1回紀の川市立小中学校適正規模適正配置検討委員会				
太和《左10日17 月	○紀の川市の現状及び児童数推計から見る現状と今後について				
令和 4 年 10 月 17 日	○紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会での答申結果				
	○基本計画(案)について				
	第7回紀の川市立小中学校適正規模適正配置検討 作業部会				
令和4年11月4日	●第2回紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会について				
	●基本計画策定スケジュールについて				
	第2回紀の川市立小中学校適正規模適正配置検討委員会				
令和4年11月14日	○第Ⅰ回検討委員会の会議録について				
	○第Ⅰ回検討委員会で提出された質問に対する回答について				
	第3回紀の川市立小中学校適正規模適正配置検討委員会				
令和 4 年 11 月 28 日					

■紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会

紀の川市が定める「紀の川市付属機関の設置等に関する条例」、及び、紀の川市教育委員会にて定められた「教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則」に基づき、紀の川市立小学校及び中学校の適正規模適正配置についての調査及び審議に関する事務を行う附属機関となります。

・委員構成:委員定数 15 名以内で構成されています。 (学識経験者、PTA の代表、学校長、住民の代表、教育委員会が必要と認める者)

■紀の川市立学校適正規模適正配置検討作業部会

紀の川市教育委員会にて定められた「教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則」に基づき、教育委員会が必要と認める場合において、附属機関「紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会」に部会を置くことができると示されており、教育委員会教育総務課の所管により、学校規模による児童生徒の学習環境・条件に不均衡を生じさせないよう市立小学校及び中学校の適正規模適正配置について、調査・研究に関する事務を行う機関となります。

・部会構成:教育監が部会長(座長)を務め、市立学校の運営に関する実務担当 者により構成しています。

4. 本市の学校適正規模適正配置に関する基本方針

様々な検討を重ねた結果、本市では次の基本方針を定め、今後の学校適正規模適正配置 を進めることとします。

■望ましい学校規模・学級規模のあり方

児童生徒の成長過程では、適切な学校規模の中で教育を受けることが必要であるため、 複式学級の早期解消に努めながら、以下の学校規模・学級規模を目指す取組を進めてい きます。

◆望ましい学校規模

小学校:クラス替えが可能である学年2学級以上

中学校:クラス替えが可能で、すべての教科の担任が配置できる学年4学級以上

◆望ましい学級規模

小学校: | 学級 35 人 中学校: | 学級 35 人

◆望ましい通学距離:片道概ね60分以内

■通学区域のあり方

現在の通学区域が旧町当時のままであり、通学距離や通学時間に不均衡な地域もあるため、市内全域として柔軟に校区を見直す必要がありますが、本計画においては、以下の点に留意し、適正配置を進めることとしました。

- ◆できるだけ旧町単位で拠点となる小学校を少なくとも I 校を配置することが、子 どもや家庭への通学面での負担や、市の教育行政のあり方として望ましいと考え ます。
- ◆旧町域を超えて校区再編を行うと、地域コミュニティ活動と子ども・子育て家庭 との間に何らか支障を来すことが考えられるため、旧町域を超えての校区再編は 原則として行わないとしています。

ただし、適正配置にて通学時の安全面において考慮する必要が生じた場合は、通学区域(校区)の見直しを検討します。

また、打田地域について、近年、住宅開発が著しいため、この住宅開発の状況によっては、通学区域(校区)の見直しも検討します。

■通学手段について

学校の統合によって通学距離が遠くなることが想定されるため、スクールバスの運行 等を検討し、通学手段の確保に努めていきます。

また、スクールバスの導入にあたっては、通学距離など、ある一定の基準を設け運行 を検討いたします。

ただし、通学距離が基準に満たない場合であっても、児童の発達段階、体力面、地理的 条件、交通等の安全確保などの観点から、スクールバスの必要性が非常に高いと考えられる場合は、その導入について総合的に検討していきます。

さらに、スクールバスの運用について、紀の川市営による公共バスの併用も検討し、 進めてまいります。

■学校適正規模適正配置のあり方

本計画を策定するにあたり、「紀の川市立学校適正規模適正配置について(答申)」では、「学校の統合については、通学区域の変更による適正規模の確保が困難な場合は、学校の統合を軸として考えるのが現実的で合理性がある。」と示されていることから、前述の「通学区域のあり方」を踏まえて通学区域の変更による適正規模校の確保を検討しましたが、通学区域の変更では中長期的な適正規模校を確保することは非常に困難であると判断いたしました。

したがって、現実的かつ合理的な手段として、今後は学校の統合を軸とし、市が目指す 望ましい学校規模、学級規模、適正配置を検討することとしました。

- ◆学校の統廃合の実施に当たり、児童生徒や保護者の負担をはじめ、統廃合後の地域や学校のあり方等、様々な課題が発現することが想定されます。それらの課題をできるだけ緩和若しくは解消するため、今後は、本計画を基にした実施計画を策定していきます。
- ◆児童生徒の成長過程では、適切な学校規模の中で教育を受けることが必要であり、 特に複式学級の解消には早急に取り組みます。

■適正化を進める上での留意点

学校は、児童生徒の教育の機会均等と質の高い教育の提供を保障する場であるとともに、地域の文化伝承やスポーツ・レクリエーション活動等を含む地域コミュニティの基盤でもあり、地域の防災拠点機能も担っています。

このようなことから、子どもや保護者のみならず市民の幅広い意見の反映も大切にして決定されるべきものであり、将来的な市立小中学校のあり方についても議論を深める必要があります。

また、本計画の方向性により通学区域の変更や学校の統廃合が生じるため、住民説明会等における情報発信により市の見解を十分に説明し、保護者及び地域住民に理解を得られるように努めます。

■計画の見直しについて

本基本計画は、計画期間の II 年間を経過した場合や社会情勢及び法令等の変更等により、必要に応じて見直しを図ってまいります。

また、実施計画につきましても、児童生徒数の将来推計を5年毎で見直し、必要に応じて計画の見直しを図ってまいります。

なお、学校の統合再編については、施設の増改築やスクールバスの整備等に伴う財政 措置や統合した後の廃校となった校舎等の利活用等、様々な要素が関わってくることか ら、財政や企画など市長部局とも協議が必要となります。

5. 各地域における基本方針

■打田地域

- 〇打田地域における「池田小学校」「田中小学校」については、今後も適正規模校の範囲内 で維持できることから、2校を継続し配置していきます。
- 〇近年、住宅開発が著しい「田中小学校」については、児童数の増加、また、校舎等の老朽 化も考慮しながら、今後の対応の検討を進めます。

■粉河地域

- ○粉河地域における学校統合については、保護者、就学前の子供保護者、地域住民の理解 と協力が得られるよう、丁寧に説明を行い進めていきます。
- ○「川原小学校」を「粉河小学校」へ統合する計画については、川原地区内の主要な生活道路が粉河方面と那賀方面への2本となることから、保育園への通園においては、粉河保育園、名手保育園へ分かれて通園している状況(令和4年度時点で、粉河保育園:約3割・名手保育園:約7割)であり、「丹生学園」の児童も含め、統合における通学区域については、より協議を重ねる必要があると考えます。
- ○竜門小学校については校舎が新しいことから、今後の運用につきましては、ある一定の 児童数に馴染めない児童達への配慮として「小規模特認校^(*3)」も一つの案として検討 していきます。
 - ※3:「小規模特認校」の説明については、巻末の資料編に掲載しています。

■那賀地域

- ○那賀地域における学校統合については、保護者、就学前の子供保護者、地域住民の理解 と協力が得られるよう、丁寧に説明を行い進めていきます。
- ○那賀地域については、各小学校における児童数の減少が著しく、また、那賀中学校の生徒数の将来推計も令和 10 年度には | 学年 | 学級となり、全学年においてクラス替えが困難な学校規模となります。
- 〇那賀地域における学校適正規模適正配置を進めるにあたっては、選択肢の一つとして、 小中一貫教育(**4)による「義務教育学校」の創設も視野に入れ検討しているところです。
- ○那賀地域において「義務教育学校」を提案する理由の一つに、旧町単位で小学校を少な くとも I 校配置していくという基本方針があり、そのため、ある一定の児童生徒数を確 保し、出来るだけ適正規模に近付け、子供達により良い学習環境の整備をおこなってい く必要があると考えるためです。この「義務教育学校」の創設については、今後、より議 論を深める必要があると考えています。
 - ※4:「小中一貫教育」の説明については、巻末の資料編に掲載しています。

■桃山地域

- 〇桃山地域における学校統合については、保護者、就学前の子供保護者、地域住民の理解 と協力が得られるよう、丁寧に説明を行い進めていきます。
- 〇桃山地域における学校統合については、まずは児童数推計等を踏まえた説明会を保護者 及び就学前の子供保護者を対象に開催して意見を伺いつつ、将来的な児童生徒数の減少 に対応できる適切な学校規模と配置を検討していきます。

■貴志川地域

- 〇貴志川地域における学校統合については、保護者、就学前の子供保護者、地域住民の理解と協力が得られるよう、丁寧に説明を行い進めていきます。
- 〇貴志川地域における学校統合については、「貴志川 A 小学校」の新築移転も視野にいれ、 新たな校区見直しも含め「貴志川 A 小学校」と「西貴志小学校」を拠点とした 2 校で進 めていくことを想定しています。
- ○「貴志川 A 小学校」の新築移転に伴う候補地の選定や道路の整備については、関係課と 情報共有しながら進めていきます。
- ○教員の意見や各地区が抱える問題の統一については、「学校は子供達のために存在するもの」であることを第一に考え、各地域の皆様に理解を得られるよう進めていきます。

6. 計画スケジュール

(1)全体的な進め方

1. 基本計画の進め方

- ① 「基本計画」につきましては、計画期間を、令和 5 年度から令和 15 年度までの 11 年間と定め、紀の川市立学校適正規模適正配置の進め方について、基本的な方針を示したものとなります。
- ②「実施計画」につきましては、「基本計画」に基づき、令和 5 年度に「実施計画」を策定し、 紀の川市立学校適正規模適正配置を進めていきます。 ただし、「実施計画」の策定にあたっては、5 年毎に児童生徒数の将来推計について見 直しを行い、児童生徒にとって、より良い学習環境の整備に努めていきます。

「第1次実施計画」につきましては、令和6年度から令和10年度までの5年間と定め、現在、市立小学校において発生している複式学級の早期解消に向けた学校統合に取組みます。

「第2次実施計画」につきましては、本「基本計画」策定にあたり、令和15年度までの児童数推計を基に、複式学級の防止及び適正規模校の構築を目的とし、計画期間を令和11年度から令和15年度までと定めた計画(案)となります。 ただし、令和10年度に実施いたします、児童生徒数の将来推計の見直しによっては、計画内容の変更が生じる場合もございます。

2. 基本的な合意形成の進め方

①説明会の実施

当該校の保護者及び就学前の子供保護者、また、地域住民の皆様に対して、説明会を実施します。

※適正配置を円滑に進めるためには、保護者や地域住民の皆様の理解と協力が必要不可欠となりますので、理解と協力が得られるよう、丁寧に説明を行い進めていきます。

②課題整理

適正規模適正配置を進めるにあたり、課題が生じた場合は、部会等を立上げ、課題整理 を行い、保護者や地域住民の皆様より合意が得られるよう努めていきます。

③適正規模適正配置に向けた具体的な準備等

- ・学校の統合が円滑に進められる様、スクールバスや制服の整備等を検討し、児童や保護者の方の負担軽減に努めます。
- ・児童の心理的な負担が生じないよう、学校統合前に対象校同士の交流活動の期間を設 け、児童の負担軽減に努めます。
- ・適正配置により、新たに通学路を設定する必要が生じた場合は、保護者や地域住民の皆様と共同して、通学路の現地確認を行い、児童の安全対策に努めます。

(2)個別計画による進め方

【第1次実施計画】令和6年度~令和10年度

現在、複式学級となっている小学校の改善に取組みます。

①現在、複式学級となっている小学校

■粉河地域:川原小学校

■那賀地域:上名手小学校、麻生津小学校

②統合計画

■打田地域

池田小学校、田中小学校は、適正規模校が維持できているため、統合は行いません。

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
池田小学校	384人	12 学級		
1 年生	49人	2 学級	24~25人	
2 年生	51人	2 学級	25~26人	
3 年生	58人	2 学級	29人	適正規模校
4 年生	69人	2 学級	34~35人	
5 年生	67人	2 学級	33~34人	
6 年生	62人	2 学級	31人	
支援学級	28人			

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
田中小学校	567人	18 学級		
1 年生	82人	3 学級	27~28人	
2 年生	98人	3 学級	32~33人	
3 年生	88人	3 学級	29~30人	適正規模校
4 年生	83人	3 学級	27~28人	
5 年生	95人	3 学級	31~32人	
6 年生	91人	3 学級	30~31人	
支援学級	30人			

■粉河地域

現在、複式学級が発生している川原小学校を、令和 10(2028)年 4 月に、粉河小学校へ統合します。

《統合前》予想児童数·学級数(令和 10 年度)

	児童数	学級数	学校規模
粉河小学校	164人	6 学級	小規模校
川原小学校	36人	3 学級	過小規模校



《統合後》予想児童数·学級数(令和 10 年度)

	児童数	学級数	1クラス あたりの人数	学校規模
粉河小学校	200人	7学級		
1 年生	23人	1 学級	23人	
2 年生	29人	1 学級	29人	
3 年生	31人	1 学級	31人	小規模校
4 年生	29人	1 学級	29人	
5 年生	23人	1 学級	23人	
6 年生	43人	2 学級	21~22人	
支援学級	22人			

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

		,	,	,
	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
長田小学校	91人	6 学級		
1 年生	14 人	1 学級	14 人	
2 年生	16人	1 学級	16人	
3 年生	12人	1 学級	12人	小規模校
4 年生	14 人	1 学級	14 人	
5 年生	16人	1 学級	16人	
6 年生	13人	1 学級	13人	
支援学級	6人			

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
竜門小学校	86人	6 学級		
1年生	12人	1 学級	12人	
2 年生	14 人	1 学級	14 人	
3 年生	12人	1 学級	12人	小規模校
4 年生	8人	1 学級	8人	
5 年生	19人	1 学級	19人	
6 年生	14 人	1 学級	14 人	
支援学級	7人			

■那賀地域

現在、複式学級が発生している上名手小学校及び麻生津小学校を、令和 10(2028) 年 4 月に、名手小学校へ統合します。

《統合前》予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童数	学級数	学校規模
名手小学校	137人	6 学級	小規模校
上名手小学校	24人	3 学級	過小規模校
麻生津小学校	14人	3 学級	過小規模校



《統合後》予想児童数·学級数(令和 10 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
名手小学校	175人	7 学級		
1 年生	22人	1 学級	22人	
2 年生	20人	1 学級	20人	
3 年生	32人	1 学級	32人	小規模校
4 年生	36人	2 学級	18人	
5 年生	21人	1 学級	21人	
6 年生	23人	1 学級	23人	
支援学級	35人			

■桃山地域

調月小学校が、令和 5 年度に複式学級になることが予測されるため、保護者及び就学前の保護者等を対象に、児童数推計を踏まえた説明会を実施し、意見を伺いつつ進める必要があります。

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
安楽川小学校	208人	8 学級		
1 年生	32人	1 学級	32人	
2 年生	36人	2 学級	18人	
3 年生	20人	1 学級	20人	小規模校
4 年生	34人	1 学級	34人	
5 年生	37人	2 学級	18~19人	
6 年生	33人	1 学級	33人	
支援学級	16人			

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模	
調月小学校	46人	4 学級			
1 年生	3人	1 学級	3人		
2 年生	6人	1 学級	1 坐処	11人	
3 年生	5人		ПД	過小規模校	
4 年生	10人	1 学级	16人		
5 年生	6人	1 学級	10 人		
6 年生	10人	1 学級	10人		
支援学級	6人				

■貴志川地域

令和 9 年度までに複式学級が発生する小学校が見受けられらないため、統合を行わず現状の配置で進めていきます。

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
西貴志小学校	273人	10 学級		
1年生	44 人	2 学級	22人	
2 年生	40人	2 学級	20人	
3 年生	45人	2 学級	22~23人	小規模校
4 年生	28人	1 学級	28人	
5 年生	34人	1 学級	34人	
6 年生	61人	2 学級	30~31人	
支援学級	21人			

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
中貴志小学校	267人	10 学級		
1 年生	46人	2 学級	23人	
2 年生	43人	2 学級	21~22人	
3 年生	56人	2 学級	28人	小規模校
4 年生	27人	1 学級	27人	
5 年生	48人	2 学級	24人	
6 年生	32人	1 学級	32人	
支援学級	15人			

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
東貴志小学校	77人	5 学級		
1 年生	15人	1 学級	15人	
2 年生	4人	1 学级	13 人	
3 年生	9人	1 学級	13人	過小規模校
4 年生	11人	1 学級	11人	
5 年生	12人	1 学級	12人	
6 年生	18人	1 学級	18人	
支援学級	8人			

予想児童数·学級数(令和 10 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
丸栖小学校	97人	6 学級		
1 年生	7人	1 学級	7人	
2 年生	12人	1 学級	12人	
3 年生	13人	1 学級	13人	小規模校
4 年生	15人	1 学級	15人	
5 年生	25人	1 学級	25人	
6 年生	13人	1 学級	13人	
支援学級	12人			

「第1次実施計画」による学校適正規模適正配置に係る市内小・中学校の状況

《令和10(2028)年4月1日》

■打田地域

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童·生徒数	学級数	学校規模
池田小学校	384 人	12 学級	適正規模校
田中小学校	567人	18 学級	適正規模校

打田山学校	126 J	10 学処	適正規模校
打四甲子仪	420 八	13 学級	迪 止 祝 侯 仪

■粉河地域

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

		<u>'</u>	
	児童·生徒数	学級数	学校規模
粉河小学校	200人	7 学級	小規模校
長田小学校	91人	6 学級	小規模校
竜門小学校	86人	6 学級	小規模校
400 S 1 334 1-L	00-	4 MAA	1 151#14

粉河中学校 207 人 6 学級 小規模校	
-----------------------------------	--

■那賀地域

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童·生徒数	学級数	学校規模		
名手小学校	175人	7 学級	小規模校		
那賀中学校	100人	3 学級	過小規模校		

■桃山地域

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童·生徒数	学級数	学校規模
安楽川小学校	208人	8 学級	小規模校
調月小学校	46人	4 学級	過小規模校
	400	4 MAG	1 1-1-1-1-1-

荒川中学校	138人	6 学級	小規模校

■貴志川地域

予想児童数·学級数 (令和 10 年度)

	児童·生徒数	学級数	学校規模
西貴志小学校	273人	10 学級	小規模校
中貴志小学校	267人	10 学級	小規模校
東貴志小学校	77人	5 学級	過小規模校
丸栖小学校	97人	6 学級	小規模校

貴志川中学校	381人	12 学級	適正規模校
		<u> </u>	

【第2次実施計画(案)】令和11年度~令和15年度

令和 10 年度に、令和 20 年度までの児童数推計の見直しを行うも、児童数の減少に改善が見られない場合は、複式学級が予想される小学校の改善に取組むと共に、適正規模校の構築に取組みます。

①今後、複式学級が予想される小学校

■桃山地域 :調月小学校(令和5年度に複式学級になることが予想されます)

■貴志川地域:東貴志小学校(令和10年度に複式学級になることが予想されます)

②統合計画

■打田地域

池田小学校、田中小学校は、適正規模校が維持できているため、統合は行いません。

予想児童数·学級数 (令和 15 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
池田小学校	349人	12 学級		
1年生	52人	2 学級	26人	
2 年生	53人	2 学級	26~27人	
3 年生	55人	2 学級	27~28人	適正規模校
4 年生	55人	2 学級	27~28人	
5 年生	55人	2 学級	27~28人	
6 年生	51人	2 学級	25~26人	
支援学級	28人			

予想児童数·学級数 (令和 15 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
田中小学校	554人	18 学級		
1 年生	80人	3 学級	26~27人	
2 年生	84人	3 学級	28人	
3 年生	87人	3 学級	29人	適正規模校
4 年生	89人	3 学級	29~30人	
5 年生	91人	3 学級	30~31人	
6 年生	93人	3 学級	31人	
支援学級	30人			

■粉河地域

適正規模校の構築に取組みます。

令和 15(2033)年 4 月に粉河小学校と長田小学校及び竜門小学校を統合した場合。

《統合前》予想児童数・学級数(令和15年度)

	児童数	学級数	学校規模
粉河小学校	168人	6 学級	小規模校
長田小学校	66人	6 学級	小規模校
竜門小学校	78人	6 学級	小規模校



《統合後》予想児童数·学級数(令和 15 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
粉河A小学校	312人	12 学級		
1 年生	39人	2 学級	19~20人	
2 年生	41人	2 学級	20~21人	
3 年生	45人	2 学級	22~23人	適正規模校
4 年生	48人	2 学級	24人	
5 年生	52人	2 学級	26人	
6 年生	52人	2 学級	26人	
支援学級	21人			

■那賀地域

旧町単位に拠点校を配置するため、旧町を超えての統合は行わず、第1次実施計画後の配置にて進めていきます。

※検討課題:那賀中学校が令和 10 年度より、全学年でクラス替えが出来ない、3 学級となってくるため、小中一貫教育による「義務教育学校」なども視野に入れ検討する必要があります。

予想児童数·学級数 (令和 15 年度)

<u> </u>				
	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
名手小学校	160人	6 学級		
1 年生	21人	1 学級	21人	
2 年生	23人	1 学級	23人	
3 年生	24 人	1 学級	24人	小規模校
4 年生	24 人	1 学級	24人	
5 年生	24 人	1 学級	24人	
6 年生	23人	1 学級	23人	
支援学級	21人			

.....

予想児童数・学級数 (令和15年度)

3 /0// O= XX 3 //	XXX (1-1H 1)	1127		
	生徒数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
那賀中学校	96人	3 学級		
1 年生	20人	1 学級	20人	過小規模校
2 年生	31人	1 学級	31人	
3 年生	35人	1 学級	35人	
支援学級	10人			

■桃山地域

複式学級の解消に取組みます。

令和 15(2033)年 4 月に調月小学校と安楽川小学校を統合した場合。

《統合前》 予想児童数·学級数 (令和 15 年度)

	児童数	学級数	学校規模
安楽川小学校	169人	6 学級	小規模校
調月小学校	38人	4 学級	過小規模校



《統合後》予想児童数·学級数(令和 15 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
桃山A小学校	207人	6 学級		
1 年生	29人	1 学級	29人	
2 年生	30人	1 学級	30人	
3 年生	30人	1 学級	30人	小規模校
4 年生	31人	1 学級	31人	
5 年生	31人	1 学級	31人	
6 年生	34人	1 学級	34人	
支援学級	22人			

■貴志川地域

複式学級の解消及び適正規模校の構築に取組みます。

令和 15(2033)年 4 月に中貴志小学校と東貴志小学校及び丸栖小学校を統合した場合。

《統合前》予想児童数·学級数(令和 15 年度)

	児童数	学級数	学校規模
中貴志小学校	240人	10 学級	小規模校
東貴志小学校	62人	5 学級	過小規模校
丸栖小学校	82人	6 学級	小規模校



《統合後》予想児童数·学級数(令和 15 年度)

	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
貴志川 A 小学校	384人	12 学級		
1 年生	53人	2 学級	26~27人	
2 年生	55人	2 学級	27~28人	
3 年生	55人	2 学級	27~28人	適正規模校
4 年生	58人	2 学級	29人	
5 年生	61人	2 学級	30~31人	
6 年生	67人	2 学級	33~34人	
支援学級	35人			

予想児童数·学級数 (令和 15 年度)

	(I- IH I O	1 12		
	児童数	学級数	1 クラス あたりの人数	学校規模
西貴志小学校	216人	7 学級		
1 年生	26人	1 学級	26人	
2 年生	27人	1 学級	27人	
3 年生	29人	1 学級	29人	小規模校
4 年生	32人	1 学級	32人	
5 年生	34 人	1 学級	34 人	
6 年生	47人	2 学級	23~24人	
支援学級	21人			

「第2次実施計画」による学校適正規模適正配置に係る市内小・中学校の状況

《令和15(2033)年4月1日》

■打田地域

予想児童数·学級数 (令和 15 年度)

	児童·生徒数	学級数	学校規模
池田小学校	349人	12 学級	適正規模校
田中小学校	554人	18 学級	適正規模校

打田中学校	472 人	15 学級	適正規模校
33	— , ,		

■粉河地域

予想児童数·学級数 (令和 15 年度)

		/	
	児童·生徒数	学級数	学校規模
粉河 A 小学校	312人	12 学級	適正規模校
粉河中学校	171人	6 学級	小規模校

■那賀地域

予想児童数·学級数 (令和 15 年度)

	児童·生徒数	学級数	学校規模		
名手小学校	160人	8 学級	小規模校		
那賀中学校	86人	3 学級	過小規模校		

■桃山地域

予想児童数·学級数 (令和 15 年度)

	児童·生徒数	学級数	学校規模
桃山 A 小学校	207人	6 学級	小規模校
荒川中学校	110人	5 学級	過小規模校

■貴志川地域

予想児童数·学級数 (令和 15 年度)

	児童·生徒数	学級数	学校規模
西貴志川小学校	216人	7 学級	小規模校
貴志川 A 小学校	384 人	10 学級	適正規模校

貴志川中学校	304人	15 学級	小規模校

Ⅱ 参考資料

1. 小中学校の適正配置等に関する国の考え方

国においては、少子化が進む我が国において、児童生徒の学校教育の環境の維持・向上のため、全国の自治体に対して、学校規模の適正化や学校の適正配置を推進するよう求めています。

学校教育では、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することにより、一人一人の資質や能力を伸ばしていく環境が求められますが、そのような学校のあり方について、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成27年1月/文部科学省)には以下の内容が示されています。※要点を抜粋

■小中学校における学級数のあり方

- ①小学校では、クラス替えの実施や同学年に複数教員を配置するには、 I 学年 2 学級以上(12 学級以上) あることが望ましい。
- ②中学校では、クラス替えの実施や同学年に複数教員を配置するには、 I 学年2学級以上(6学級以上)が必要だが、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、 少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

■学級数や児童生徒数が少ないことで生じる可能性のある問題

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③加配なしには、習熟度別指導等、クラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ⑥体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑦班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑧協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑦児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑩教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

■大規模校に生じる可能性のある問題

- ①学校行事等で役割分担のない子どもが現れる等、一人一人が活躍する機会が少なくなる。
- ②集団生活において同学年の結び付きが中心となり、異学年間の交流の機会がとりづらくなる。

- ③同学年でもお互いの顔や名前を知らない等、児童生徒間の人間関係が希薄化する。
- ④教員が児童生徒一人一人の個性や行動を把握して、きめ細かな指導を行うことが困難になる。
- ⑤児童生徒一人当たりの校舎・運動場の面積が狭くなると、教育活動に支障が生じる。
- ⑥特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる。
- ⑦学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共 通理解を図ったりする上で支障が生じる。

■小中学校における通学距離・通学時間のあり方

- ①通学距離とストレスの関係を調べた研究(※I)においては、「小学校で4km以内、中学校で6km以内という通学距離の範囲では、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増加することは認められなかった」という結果であったこと等から、徒歩や自転車による通学距離として、小学校では4km以内、中学校では6km以内と捉えることが一般的である。
- ②通学時間は、徒歩、自転車、スクールバス等の通学手段を踏まえた上で、おおむね 60 分以内が一般的であり、各市町村における地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断することが適切である。
 - (※I)文部科学省新教育システム開発プログラム「通学制限に係わる児童生徒の心身の負担に関する調査研究」(平成 20 年)

■学校統合や適正配置に関する合意形成について

- ①学校は児童生徒の教育のために設置されている施設であり、学校統合の適否の検討に 当たっては児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきである。
- ②ただ、地域住民から見た学校は、児童生徒の教育の場であるとともに、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を有している場合も多い上に、子どもの健全な育成に当たっては保護者・地域住民等の理解と支えが必要である。
- ③「地域とともにある学校づくり」が求められていることから、学校統合や適正配置を検討する上では、児童生徒の保護者や就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切である。

2. 紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会での答申結果

令和4年3月にまとめられた「紀の川市立学校適正規模適正配置について(答申)」の内容について、以下にとりまとめました。

■「紀の川市立学校適正規模適正配置について(答申)」における主な内容

【学級数】

児童生徒の成長過程では、適切な学校規模の中で教育を受けることが必要であり、特に複式学級の解消には早急に取り組むことが望まれる。

◆望ましい学校規模

小学校:クラス替えが可能である学年2学級以上

中学校:クラス替えが可能で、すべての教科の担任が配置できる学年4学級以上

◆望ましい学級規模

小学校: | 学級 2 | 人~30 人 中学校: | 学級 2 | 人~30 人

※国基準 35 人学級 (18 人~35 人)での学級編成も概ね望ましい学級規模となる。

【通学区域】

現在の通学区域が旧町当時のままであり、通学距離や通学時間に不均衡な地域もあるため、市内全域として柔軟に校区を見直す必要がある。

【学校の統合】

通学区域の変更による適正規模の確保が困難な場合は、学校の統合を軸として考えるのが現実的で合理性がある。その場合、地域の中での学校の役割や通学距離、通学路の安全確保に十分配慮し、保護者や地域住民の理解を得るものでなければならない。

また、アンケート結果を踏まえ、義務教育学校や小規模特認校も視野に入れて検討すべきである。

【通学手段】

通学区域の変更や統合によって通学距離が遠くなる場合、子供や保護者に過度の負担 とならないように、スクールバスの運行について検討する必要がある。

【適正化を進める上での留意点】

- ・学校規模、配置の適正化については、児童生徒の教育の機会の均等を損なわずに、より良い環境の下で人間性を育むことが最優先されるべきである。
- ・小中学校は生涯にわたっての心の支えとなるものであり、地域の文化の伝承を含む地域 コミュニティの基盤になるものである。
- ・学校施設は防災機能を果たすなど社会的役割を担っている。

上記のようなことを考慮し、関係する保護者のみならず市民の幅広い意見の反映も大切にし、適正規模・配置の計画は、短期・中期・長期的展望にも基づき決定されるべきものであり、将来的学校像のあり方について検討も必要である。

また、学校の適正規模・配置により通学区域の変更や学校の統廃合が生じる場合には、 地域住民の理解と協力が必須となるため、下記点に留意し保護者及び地域住民に対し十分 な説明をすべきものである。

- ●紀の川市全体の人口の減少に伴い、将来的には児童生徒数の減少も見込まれ、小規模 校も増加することを示す。
- ●児童・生徒の学ぶ権利は、学校規模によって差異が生じるものではなく、平等に確保 されるべきである。
- ●大規模及び小規模での教育での教育及び学校運営のメリットとデメリットについて説明を尽くし、児童生徒の健全な育成と学力の確保についての理解を求める。
- ●通学範囲、地域コミュニティとの連携など学校と地域との関係維持の強化を示す。

3. 小規模特認校について

■小規模特認校とは

自然豊かな環境に恵まれた小規模校を中心にして、学校選択制の一つである特認校制を小規模で実施するもので、特定の学校を「特認校」として指定し、少人数での教育の良さを活かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うものです。 また、**学区外からでも入学を許可することのできる学校のことです。

※学区制度

学校教育法施行令において、「市町村の教育員会は、当該市町村の設置する小学校 又は中学校が 2 校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者 の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」と定められています。 その際に市町村教育委員会は通常あらかじめ学校ごとに通学区域を設定し、これ に基づいて就学すべき学校を指定しています。

■きめ細やかな指導、特色ある教育とは

- ・きめ細やかな指導:学級の人数が少ないので学習指導や生活指導において、きめ細やかな指導を受けることができ、発表などの活躍の機会が多くなります。
- ・特色ある教育:自然や文化が豊かな地域を活かし、様々な体験活動が行えます。

4. 小中一貫教育について

■小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校の要件

- ■制度上の類型

 - ・小中一貫教育は「小中連携教育」のうちの一つである。 ・小中一貫教育を行う学校は、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」に分けられる。 ・義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態は問わない。

小中連携教育

小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が、目指す子供像を共有するとともに、 9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

			小中一貫型小	学校・中学校
		義務教育学校	中学校併設型小学校	中学校連携型小学校
			小学校併設型中学校	小学校連携型中学校
	÷∿置者		同一の設置者 ※一貫教育にふさわしい運営体制 の整備が要件 (例) ・統合調整を担う校長を定める ・学校運営協議会の合同設置 ・校長等を併任	異なる設置者 〔県立学校と市町立学校等〕 ※運営体制の整備は、併設型小学 校・中学校を参考にすること
	修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、	中学校3年
			それぞれの学校に	校長•教職員組織
組織・運営		1人の校長 1つの教職員組織	小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整える	中学校併設型小学校と小学校併設型中 学校を参考に、適切な運営体制を整備 すること
免許 原則として小学校・中学校 を併有していること		原則として小学校・中学校の両免許状 を併有していること	所属する学校種の免許状を保有していること	
	教員課程	9年間の教育目標を設定 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程		
教員課程	一貫教育に必要な独自教科 の設定	ij	ŋ	ਗੁ
の特例	指導内容の入 替・移行	可 設置者の判断による	可 設置者の判断による	不可教育課程特例に関する申請が必要
	施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
		前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準 中学校には中学校設置基準を適用	
標準基準		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ	12学級以上18学級以下
通学距離		概ね6km以内	概ね小学校は4km、	中学校は6km以内
設置手続き 市町の条例		市町の条例	市町教育委員会の規則等	

5. 小学校の状況

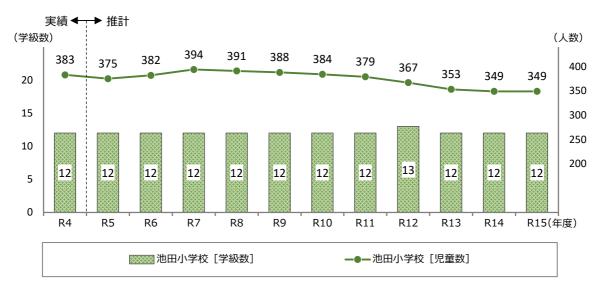
(1)池田小学校

■教室数

普	普通特別		合計
普通	特支援	竹切り	
12	6	11	29



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(m²)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	3, 378	1971
校舎2	鉄骨造	457	1973
校舎3	鉄筋コンクリート	702	1988
屋内運動場	鉄骨造	988	1977

(2)田中小学校

■教室数

普	普通		合計
普通	特支援	特別	口司
15	6	9	30



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(㎡)	建築年	
校舎1	鉄筋コンクリート	4,857	1971	
校舎2	鉄骨造	147	1973	
屋内運動場	鉄骨造	1,006	1973	

(3)長田小学校

■教室数

普通		特別	合計
普通	特支援	1 ህ ውሀ	
6	2	7	15



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(m)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	813	1957
校舎3	鉄筋コンクリート	1,020	1978
校舎4	鉄筋コンクリート	74	1978
校舎8	鉄骨造	28	2003
屋内運動場	鉄筋コンクリート	662	2011

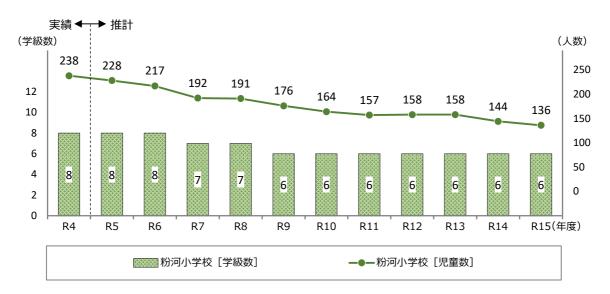
(4) 粉河小学校

■教室数

普通		特別	合計
普通	特支援	1 ህ ውሀ	
8	3	19	30



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(㎡)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	1,820	1962
校舎3	鉄筋コンクリート	1,395	1978
校舎4	鉄筋コンクリート	1, 314	1983
校舎7	鉄骨造	46	2003
屋内運動場	鉄筋コンクリート	912	1982

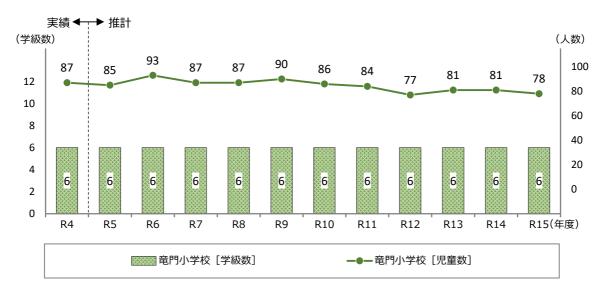
(5) 竜門小学校

■教室数

普	普通		合計
普通	特支援	特別	
6	2	8	16



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(m²)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	2, 491	2015
校舎2	鉄筋コンクリート	188	2015
屋内運動場	鉄筋コンクリート	918	2015

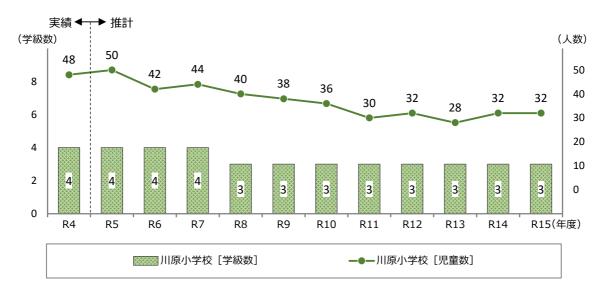
(6) 川原小学校

■教室数

普	普通		合計
普通	特支援	特別	
4	2	9	15



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(㎡)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	627	1958
校舎3	鉄筋コンクリート	753	1978
校舎4	鉄筋コンクリート	680	1978
屋内運動場	鉄筋コンクリート	739	1983

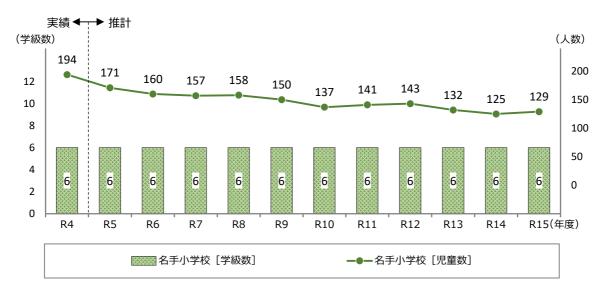
(7) 名手小学校

■教室数

普通		特別	合計
普通	特支援	1 ህ ወነ	ᆑ
6	3	14	23



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(㎡)	建築年
校舎2	鉄筋コンクリート	4, 403	2009
屋内運動場	鉄筋コンクリート	1,081	1986

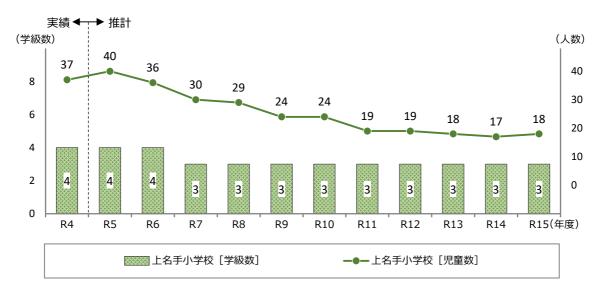
(8) 上名手小学校

■教室数

普	普通		合計
普通	特支援	特別	
4	2	7	13



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(㎡)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	611	1964
校舎2	鉄骨造	90	1965
校舎3	鉄筋コンクリート	847	1981
校舎6	鉄筋コンクリート	248	1990
校舎8	鉄骨造	133	1997
屋内運動場	鉄筋コンクリート	452	1972

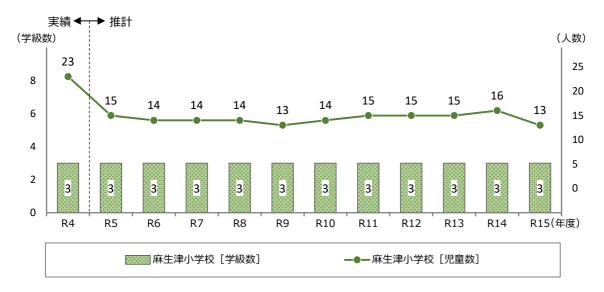
(9) 麻生津小学校

■教室数

普通		特別	合計
普通	特支援	1 ህ ወነ	
3	0	10	13



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(m²)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	488	1966
校舎3	鉄筋コンクリート	1, 243	1993
屋内運動場	鉄筋コンクリート	453	1975

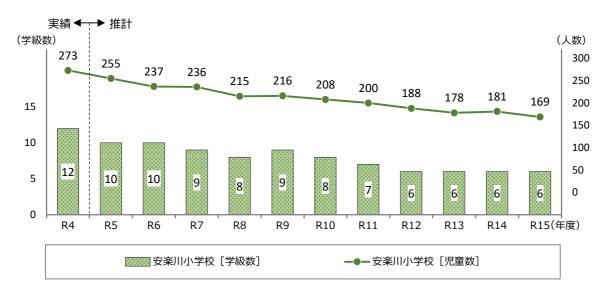
(10) 安楽川小学校

■教室数

普通		特別	△= 1	
普通	特支援	1 ህ ውሀ	合計	
12	4	9	25	



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(㎡)	建築年
校舎6	鉄筋コンクリート	4, 458	2009
屋内運動場	鉄筋コンクリート	762	1978

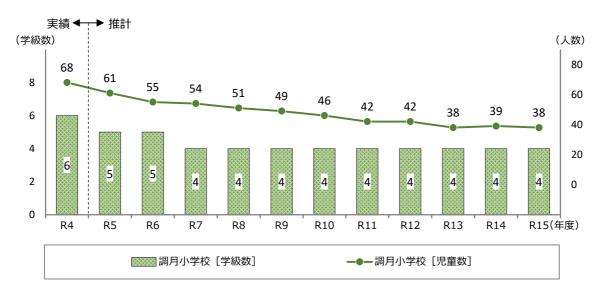
(11) 調月小学校

■教室数

普	普通		Δ=1	
普通	特支援	特別	合計	
6	2	6	14	



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(㎡)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	649	1958
校舎2	鉄筋コンクリート	682	1974
校舎3	鉄骨造	80	1976
校舎6	鉄骨造	52	1990
校舎10	鉄骨造	67	2000
屋内運動場	鉄骨造	742	1981

(12) 丸栖小学校

■教室数

普通		性切	合計
普通	特支援	特別	
6	2	12	20



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(m)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	1,648	1972
校舎3	鉄骨造	20	1984
校舎4	鉄筋コンクリート	285	1984
校舎5	鉄筋コンクリート	306	1992
校舎6	鉄骨造	132	1992
校舎7	鉄筋コンクリート	461	1996
校舎8	鉄筋コンクリート	216	1999
屋内運動場	鉄筋コンクリート	550	1980

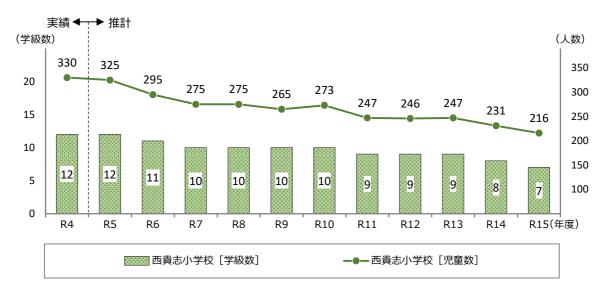
(13) 西貴志小学校

■教室数

普	通	特別	合計	
普通	特支援	1 ህ ውሀ		
12	4	11	27	



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(㎡)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	2,672	1975
校舎2	鉄筋コンクリート	1,098	1984
校舎4	鉄骨造	102	1985
校舎5	鉄骨造	12	1988
校舎7	鉄筋コンクリート	253	1989
屋内運動場	鉄筋コンクリート	1,182	1992

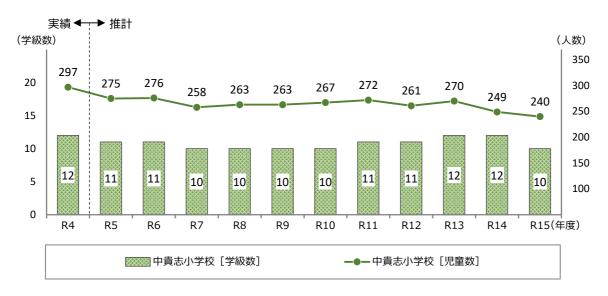
(14) 中貴志小学校

■教室数

普	通	特別	合計	
普通	特支援	1 ህ ወነ		
12	4	15	31	



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(㎡)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	1,667	1973
校舎2	鉄筋コンクリート	420	1975
校舎3	鉄骨造	13	1978
校舎4	鉄骨造	172	1980
校舎5	鉄筋コンクリート	573	1986
校舎6	鉄筋コンクリート	66	1986
校舎8	鉄骨造	14	1996
校舎9	鉄筋コンクリート	1, 285	1997
屋内運動場	鉄筋コンクリート	1, 267	1995

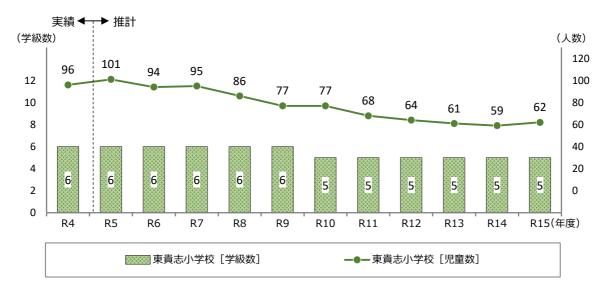
(15) 東貴志小学校

■教室数

普	通	特別	合計	
普通	特支援	行加	口司	
6	2	8	16	



■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

建物	主な構造	延床面積(㎡)	建築年
校舎1	鉄筋コンクリート	2, 216	1976
校舎2	鉄筋コンクリート	308	1989
屋内運動場	鉄筋コンクリート	472	1977

紀の川市立学校適正規模適正配置基本計画

令和5年 月

【発行】紀の川市教育委員会

【編集】紀の川市教育委員会事務局 教育総務課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 TEL 0736-77-2511 FAX 0736-77-0917